

## 奈良県告示第五百二十一号

平成二十年三月奈良県告示第四百九十九号（奈良県社会教育センターの研修施設の使用料の額の定め）の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。

なお、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この告示による改正後の奈良県社会教育センターの研修施設の使用料の額の定めの規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

表中「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に、「六、二七〇円」を「六、三八〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「五、二四〇円」を「五、三三〇円」に、「六、九九〇円」を「七、一一〇円」に、「一一、一三〇円」を「一一、三五〇円」に、「一五、七三〇円」を「一六、〇二〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九一〇円」に、「六、三七〇円」を「六、四八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、四三〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六〇〇円」に、「一〇、六九〇円」を「一〇、八八〇円」に、「一三、七八〇円」を「一四、〇三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九三〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一三〇円」に、「六、〇六〇円」を「六、一七〇円」に、「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五三〇円」に、「一二、八五〇円」を「一三、〇八〇円」に、「一六、三五〇円」を「一六、六五〇円」に改める。